

京都市上下水道局告示第9号

京都市指定下水道工事業者から京都市指定下水道工事業者規程第9条第2項第3号の規定に基づき営業所の変更届出があったので、同規程第31条第1項第4号の規定に基づき告示します。

平成16年5月28日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉村 憲次

届出業者名

京都市伏見区桃山与五郎町1番地の533

新栄設備株式会社

代表取締役 高橋広吉

変更事項

京都市山科区勸修寺南谷町26番地の7から京都市伏見区桃山与五郎町1番地の533に変更

指定期間

平成16年5月28日から平成20年3月31日

(上下水道局下水道部管理課)